

加古川市一般不妊治療費助成事業実施要綱

平成 28 年 3 月 29 日

こども部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療に要する費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 一般不妊治療 次に掲げるものをいう。ただし、夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療、代理母（夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産することをいう。）及び借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産することをいう。）を除く。

ア タイミング法、薬物療法、手術療法その他医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）をいう。）以下同じ。）の規定による療養の給付の対象となる不妊治療及び不妊検査

イ 人工授精その他医療保険各法の規定による療養の給付の対象とならない不妊治療（体外受精及び顕微授精を目的とした薬物検査及び手術療法などの治療（体外受精及び顕微授精を目的として精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合を含む。）は除く。）及び不妊検査

(2) 本人負担額

ア 医療保険各法の規定による療養の給付の対象となる一般不妊治療については、一般不妊治療に要した費用の額から保険者が医療保険各法の規定及び保険者独自の規定に基づき負担する額並びに他の公費負担医療制度により助成された額を控除した額

イ 医療保険各法の規定による療養の給付の対象とならない一般不妊治療については、一般不妊治療に要した費用の全額

(3) 医療機関 国内の医療機関をいう。

(助成対象者)

第 3 条 この要綱による助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法律上の婚姻又は事実婚をしている夫婦であって、この要綱による助成を受けようとする一般不妊治療の全期間及びこの要綱による助成の申請日において、夫婦共に加古川市に住所を有していること。
 - (2) 市税を滞納していないこと。
 - (3) この要綱による助成を受けようとする一般不妊治療に要する費用について、他の地方公共団体から助成を受けていないこと。
 - (4) 当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満であること。
- 2 前項の規定に関わらず、市長が特別の理由があると認めるときは、前項各号のいずれかに該当しない場合であっても、助成の対象とすることができる。
- (助成金の額等)

第 4 条 この要綱による助成の対象となる費用は、医療機関における一般不妊治療に要した費用に係る本人負担額とする。ただし、次に掲げる費用は、助成の対象としない。

- (1) 医療保険各法に規定する入院時食事療養費の支給を受けた場合における食事療養標準負担額
- (2) 文書料、個室料その他一般不妊治療に直接関係のないものであると認められる費用
- (3) 治療を行わず検査のみ受ける場合にあっては、血液検査（貧血、ABO、Rh）、感染症検査（風疹、クラミジア、梅毒、HIV）、超音波検査、膣分泌物検査、子宮癌検査及び精液検査以外の検査に係る費用

2 助成する額は、1組の夫婦に対して、前項の対象となる経費の合計額とし、1年度当たり 2 万円を限度とする。ただし、夫婦の一方が初回の不妊検査を開始した日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に行われた夫婦のもう一方の初回の検査（以下「初回夫婦検査」という。）が含まれる場合は、1 年度当たり 3 万円を限度とする。

3 前項の一般不妊治療に係る年度は、1 月から 12 月までの 1 年間とする。

(申請及び決定)

第 5 条 この要綱による助成を受けようとする者は、1 月から 12 月までの診療分について同年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に、加古川市一般不妊治療費助成事業申請書（様式第 1 号）に次の書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 加古川市一般不妊治療受診等証明書（様式第 2 号、様式第 3 号）
- (2) 加古川市市税確認承諾書（様式第 4 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、助成金の額を決定する。

3 市長は、前項の規定により助成金の額を決定したときは、一般不妊治療費助成事業承認決定通知書（様式第 5 号）により、不承認と決定したときは、一般不妊治療費助成事業不承認決定通知書（様式第 6 号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な手段によって助成金を受けた者に対し、その返還を求めることができる。

2 前項の規定により返還を求められた者は、速やかに市長に返還しなければならない。

(実施上の留意事項)

第7条 本事業の関係者は、申請者のプライバシーの保護に十分配慮し、この要綱による事務を処理するための個人情報等を他に漏らしてはならない。

2 市は、一般不妊治療費助成事業台帳（様式第7号）を作成し、助成状況を把握するものとする。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱による治療費の助成は、平成28年4月1日以降に実施した一般不妊治療に要する費用について行うものとする。

(新型コロナウイルス感染症の感染防止のために治療を延期した者における助成の特例)

3 令和2年3月31日における妻の年齢が42歳である夫婦であって、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の感染防止のために治療を延期した者における第3条第1項第5号の規定の適用については、同号中「43歳未満」とあるのは、「44歳未満」とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加古川市一般不妊治療費助成事業実施要綱の規定は、令和2年4月1日以後に行われた一般不妊治療に係る治療費等について適用し、同日前に行われた一般不妊治療に係る治療費等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年7月27日から施行し、この要綱による改正後の加古川市一般不妊治療費助成事業実施要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市一般不妊治療費助成事業実施要綱第3条第1項及び第5条第1項の規定は、令和3年1月1日以後に行われた一般不妊治療に係る治療費等について適用し、同日前に行われた一般不妊治療に係る治療費等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの診療分における第4条第2項の規定の適用については、助成する額は、1組の夫婦に対して、前項の対象となる経費の合計額とし、1月から3月の期間において5万円（ただし、初回夫婦検査が含まれる場合は6万円）、4月から12月の期間において2万円（ただし、初回夫婦検査が含まれる場合は3万円）を限度とし、かつ1年度当たり5万円（ただし、初回夫婦検査が含まれる場合は6万円）を限度とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。